

相続税生前対策

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

平成27年からの相続税改正（相続税増税）を受けて、相続税に対する関心が高まっています。

これは、財産の評価額は変わらなくても、基礎控除（課税額から控除される金額）が減額になることにより課税価額が増加し、相続税が課税される相続申告の割合が現行の1.5倍くらいになるだろうという試算などによるものです。

また、相続税は親族が亡くなったときに発生する税金なので、生前に口にすることは縁起でもないという風潮から、現在は生前にしっかりと対策をして相続税の負担を軽減しようという風潮に変わりつつあるようです。

1. 節税対策が一番有効な税金が相続税です

法人税や所得税は毎年継続して発生する税金なので、仮に節税対策をしなくても、将来的に対策を実行することによってリカバリーできます。それに対し、相続税は一生に1回の税金なので、生前対策が実行されなかった場合のリカバリーができない税金です。

逆に、生前対策をしっかりとしておくことで税金の軽減がなされることから、節税対策が一番有効な税金ということがいえます。

2. 現状分析と対策案の策定、そして、対策実行が重要です

相続税対策は相続税の軽減を図るものですが、その実行コストとの関係も重要です。そこで、現状の財産の状況や相続税額の状況を把握してから有効な対策を実行することが重要です。

まずは、現状分析からスタートです。そのうえで、現状に則した相続税対策を策定し、できるものから実行することがさらに重要です。相続税対策を策定して、安心してしまいがちありますが、効果は少なくとも対策を実行することが生前対策の重要なところなのです。

3. 平成27年相続税改正の主な内容

平成27年1月以降改正の相続税関係の主な内容は次の通りです。

項目	内容	影響等
基礎控除の見直し	- 定額控除を5,000万円から3,000万円に減額 - 法定相続人比例控除を1人1,000万円から600万円に減額	平成27年改正により相続税の課税比率が従来の1.5倍となる要因となる改正です（増税）
税率構造の見直し	6段階税率から8段階税率に変更	課税額1億円以上の場合、税率が増加。最高税率は50%から55%に増加（増税）
小規模宅地等の評価減（80%）	- 居住用の対象面積が240㎡から360㎡に増加 - 居住用、事業用の併用の場合の限度面積を最大730㎡に増加 2世代住宅の適用要件を緩和	居住用の適用面積の拡大と適用要件の緩和（減税）
未成年者控除引上げ	6万円から10万円*（20歳 - その者の年齢）に増額	控除額引上げ（減税）
障害者控除引上げ	6万円から10万円*（85歳 - その者の年齢）の増額	特別障害者の場合は20万円に増額（減税）

4. 現状の相続の状況把握と改正後の試算

設例により相続の状況と改正後の試算をしてみましょう。

(1) 相続人の状況

配偶者、子ども2人とします。

(2) 相続財産の状況と概算相続税評価額

相続財産	購入金額	相続税評価額	相続税評価額の目安
現預金	5,000 万円	5,000 万円	額面金額がほぼ相続税評価額となります
医療法人出資金	1,000 万円	3,000 万円	規定の評価方法によりますが、額面の2倍から5倍程度
不動産	5,000 万円	1,700 万円 3,300 万円	建物 土地 (330 m ²)
その他財産	2,000 万円	5,000 万円	生命保険金、退職金については控除有
財産小計	1億 3,000 万円	1億 8,000 万円	評価減、非課税控除前金額
債務	1,000 万円	1,000 万円	債務金額がマイナスの相続財産となる
差引	1億 2,000 万円	1億 7,000 万円	

(3) 現状の相続税額と改正後の相続税額

項目	現状	平成27年改正後	増減
課税財産	1億 7,000 万円	1億 7,000 万円	課税財産の増減無
基礎控除	△ 8,000 万円	△ 4,800 万円	基礎控除引下げ
生命保険非課税	△ 1,500 万円	△ 1,500 万円	500 万円*相続人 (3名)
小規模宅地評価減	△ 1,920 万円	△ 2,640 万円	改正により適用面積拡大
課税財産	5,580 万円	8,060 万円	2,480 万円
1次相続税額	392 万円	669 万円	277 万円
2次相続税額	344 万円	412 万円	68 万円
合計相続税額	736 万円	1,081 万円	345 万円

平成27年相続税改正により、影響を受けやすい課税財産1億円から2億円の方々の状況（設例は1億7,000万円）で試算すると、①基礎控除の引下げ ②税率控除の見直しによる増税の影響により、合計税額は345万円増加となっています。

今回の小規模宅地評価減の減税項目を考慮しても全体として増税の影響です。

5. 生前にできる相続税対策

今回の相続税改正の影響が大きい課税財産1億円から2億円の方々については、生前対策として以下の項目をぜひご検討ください。

(1) 生前贈与の検討

年間非課税範囲での贈与、配偶者への住宅取得資金贈与等の生前贈与を検討してください。

(2) 小規模宅地評価減適用の検討

今回の改正での減税項目である小規模宅地の評価減の適用が確実にできるように、要件の確認をしてください。

(3) 非課税財産への転換

金融資産の一部を非課税財産（生命保険控除、退職金控除適用等）の範囲までの転換を検討してください。